

生活排水処理計画

根 拠 法 令	解 説
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について (H.2.10.8 衛環第200号 厚生省(現厚生労働省)生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画の策定に伴う留意事項については、平成2年2月1日付け衛環第22号当職通知をもって示したところである。今般、各市町村において、地域の実態に即した生活排水対策が行われるよう、生活排水処理基本計画の策定に当たって、勘案すべき諸要因等を示した生活排水処理基本計画策定指針を作成したので、貴管下市町村に対し周知願いたい。</p> <p>以下全文は、(P-410) 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理基本計画は、市町村が長期的、総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行なう過程で発生する汚泥の処理方法等についても定めるものである。 生活排水処理基本計画の策定に当たっては、市町村の地理的、地形的特性や人口推移、土地利用状況、水環境、水質保全に関する状況等を踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、理念、達成目標、生活排水処理施設整備の基本方針を明確にする。 生活排水処理施設については、当該市町村の特性等(上述した状況等)や、財政状況及び社会的要因(住民の合意形成等)を考慮し、各種処理施設(公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラン、浄化槽)の費用対効果(投資効果)等を含めた特徴をよく分析し、適切な施設の配置により効率よく計画的に整備を行うことが必要である。